IΒ 項 新 備考 地震 | 第4章 地震防災応急対策(発災前の対策及び津波対策を含む) 第4章 地震防災応急対策(発災前の対策及び津波対策を含む) 東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発 参考資料2 表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、 並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまで の間において、県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対 策について定める。 東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表 される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるもので はなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対 策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、県民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会 的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配 慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市町・ 防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、 経済的影響等について配慮するものとする。 地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対 策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。 平成 29 年 11 月から気象庁が南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生 なお、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災 の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」(資料編Ⅱ5-対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、県及び 2-3) を発表する暫定的な運用が開始されたことから、当該情報が発表されたときの県が実施する暫定 市町は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえて対応の概要を定めるものと 的な防災対応については第15節に定める。 し、県の対応の概要は第15節に定める。 なお、暫定的な運用の開始に伴い、気象庁は東海地震のみに着目した「東海地震予知情報」、「東海地 - 県及び市町は、防災対応の概要を定めた後、引き続いて防災対応の詳細を検討し、地域防災計画 震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報」の発表は行わないこととし、中央防災会議幹事会決 またはその他の計画に位置付けるものとする。 定において「「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」をはじめとする東海地震に 関する既存の計画等(「東海地震応急対策活動要領」等を含む。)については、南海トラフ地震に対する 新たな防災対応が定められる際に、見直すこととする。」と決定したことから、静岡県地域防災計画に ついても、新たな防災対応が定められる際に、見直すこととする。 (略)

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	IΒ		新		備者
第15節 南海トラフ地震に対する新たな	:防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応について	第15節 南海トラフ地震臨時情報発表時 南海トラフ地震臨時情報発表時の県の)る。	
南海トラフ地震に関連する情報発表時の新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応 の概要について定める。		「南海トラフ地震臨時情報」発表時の県が実施する防災対応等について			
		区分	内	容	
	時)発表時の県が実施する防災対応等について	 南海トラフ地震臨時情報(調査中)	事前配備体制(情報収集体制		
区 分 南海トラフ沿いの大規模な地震と 関連するかどうか調査を開始した 旨の臨時情報発表時	区 分 内 容 事前配備体制(情報収集体制)をとる。		各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を		
			左記情報が発表された旨を周知し、各所属で情報収集のでは、大学に対して、数点に対象は		
		要に応して、警戒店期等夫			
南海トラフ沿いの大規模な地震発					
			・下段「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)		
			発表時」に記載しているイ~カの措置については、		
			速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。		
に高まったと評価された旨の臨時情報発表時	ア 県民への広報 (呼びかけ)				
	イ 所管する防災上重要な施設等の点検		※本体制は1週間継続するこ	ことから、一定規模参集後	
	ウ 大規模地震発生後の災害応急対策の確認 エ 動員体制の確保 オ 市町等への連絡 既に設置されている災害対策本部での対応によるも のとする。		にローテーションによる体制を構築する。		
			警戒本部体制		
		南海トラフ地震臨時情報(巨大地震	全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示		
県内で強い地震動を観測するなど、			に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。		
既に災害対策本部が設置されている場合等			各部局危機担当監等で構成する危機管理連絡調整会		
			議を開催し、必要な対応について検討を行う。		
			その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達		
			イ 必要な事業を継続する	ための措置	
			: ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベル		
		警戒)発表時	を上げる措置	1 VC 12 13 REPUT (1 E 1997)	
			エ 施設及び設備等の点検		
			オ 地震に備えて普段以上		
			カ 防災対応実施要員の確	保等	
			キ 職員等の安全確保		
			※本体制は1週間継続するこ	ことから、一定規模参集後	
			にローテーションによる体	Little Little Co. L. or	

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

IB	7.火計画 新旧刈忠衣(条 <i>)</i> 新		
		既に設置されている災害対策本部での対応によるも	備考
		県内で強い地震動を観測するなど、 既に災害対策本部が設置されてい	県内で強い地震動を観測するなど、 既に災害対策本部が設置されてい のとする